宇治市政だより
発行所
京都府宇治市宇治妙楽一六〇ノ一
宇治市役所
編集兼発行人
京都府宇治市役所総務課
服部安太郎
電話 宇治 四四〇番
毎月一日発行　一部三円
宇治市宇治妙楽
印刷所　新進堂

九月市會

災害復興を含む追加更正
七千六百五十二萬圓可決

災害特別措置の適用を政府へ意見書

九月定例市議会は去る九月二十六日開会、今次水害のため休会中であつたが十月二十八日再会、へき頭今次水害について全面的に特別措置法適用の意見を全議員賛成のもとに提出を可決

消防ポンプ購入　二百三十万円
水道延長　五百　万円
井川水路改修　三百　万円
菟道第二、笠取第二校増改築　六百　万円

の起債申請などを承認

追加七千六百五十二万六千余円を可決、二十九日終了した。

追加のうち主なるものは

土木費　三千百十八万円
社会厚生費　八百十九万円
産業經済費　六百廿八万円

などである。

財政の窮乏・資力の限界
復興に特別措置を

九月市会において全会一致をもつて議決、政府へ要望した特別措置適用の意見書は次の如くである

×

九月二十五日襲来した台風第十三号により、本市は道路橋梁流失決壊耕地の流失、埋没冠水家屋の流失、全半壊、床上床下の浸水等甚大なる被害を蒙り、殊に山間部においては、山崩れ等により潰滅的な損害をうけ、その惨状は言語に絶するものがあり、穀倉巨椋池干拓田の如きは被害発生以来一ケ月余なるに未だに一部冠水し、收獲皆無田、は実に二千町歩に及ぶ悲惨な状態である。

これが復旧については目下努力を重ねつつあるが地方財政の窮乏は既にその極に達しており市の財政力では到底望みなく、又個人の資力にもおのずから限度があり復興事業は遅々として進渉しない状況である。

よつて政府におかれては被害地域に対し、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害復旧関係特別措置法を全面的に適用されると共にこれが政令の発布と財源措置を速かに講ぜられ尚次の諸点について、適確迅速なる措置を採られん事を強く要望する。

記

一、被害者に対する住宅改修費の増額と枠の拡大
一、被災者の遺族国債の即時買上
一、被災者に対する市税減免相当額を特別平衡交付金による補顕
一、被災による生活保護者を全面的に認め特別平衡交付金による保證
一、つなぎ融資の増額

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する、

◈十一月お米の配給

一、家庭用
上旬　内地米　四日　外米　一日
中旬　〃　三日　〃　二日
下旬　〃　三日　〃　二日
一、労務加配用
特定、一般とも
内地米　七五%　外米　二五%

宇治市文化團体を網羅して
文化協会生まる

宇治市教育委員會では、去る三日菟道校會議室に市内文化團体の代表者四十名を集めて結成、ひろく宇治文化の高揚に協調を申合せたが、この種の文化團体の動きは注目されている。

十一月一日は我国の教育行政制度に於て教育史上劃期的な大改革の実施された日であります。即ちこの日を期して全国市町村にもれなく教育委員会が設置され、茲に満一周年を迎へたのであります。

地方教育委員会は地方民より直接選挙によつて選ばれた四人の委員と市会選出の一人の委員により組織された合議制の執行機関であつて、所謂公正な世論を代表して教育の民主化と地方化を計り、教育を不当な支配から守り教育の自主性の確立を期するものであります。

今や茲に振り返つて一年間を回顧するに当り轉た感慨無量のものがあるを禁じ得ないのであります。

前半期は所謂制度の切換に当り極めて繁雑な運営に悩まされたのであります。

宇治市教委発足一週年を迎へて

教育長　新庄義信

三課制度を布くに至りました。此の間人的組織の不備を克服しながら各方面の御協力を得て、菟道第二小学校の開校や、それに伴う学区制の改廃、宇治中学校舎の落成を行ひ、青年学級振興法の実施と共に青年学級の増設を図り、社会教育委員会の再組織をはじめ宇治市を中心とするPTA連合会並に学校教育研究諸團体の再編成が為され、又体育團体や文化團体の組織育成が着々と行はれつゝありますが、大所高所に起つて連絡協力しつつ各其の分野を専念遂行するならば地方自治行政の発展期して俟つべきものがあると思います。

元来教育事業は右から左へすぐ眼に見える効果をあげ得るという性質のものではありません。教育は遠い将来を慮り効果を永遠に認める国家百年の計であるから永い眼で見て評價しなければなりません。

殊に占領下の行過ぎ是正などと一律的な名目のもとに逆コースを辿るような改正を企てるに於ては教育破壊の危機将に到来を考えねばなりません。然し幸い文部当局は此の傾向に深く思を致し、地教委の育成に力を注ぐ旨発表しています。吾々は今後益々本制度の趣旨の徹底に邁進し、宇治市教育の発展に盡し、大方諸賢の御期待に沿う覚悟でありますす。市民各位の御協力を切に御願する次第です。斯くして委員会活動は今や漸く其の緒に着かんとするの時であります。此の時に当り此の制度について「都道府縣と五大市に設置し他は任意設置とする説」の巷間傳はることは甚だ遺憾であります此の説は委員会制度の三大原則である。1教育の民主化、2教育の地方分權化、3教育の自主性確保の趣旨を根本から否定するものでありまして、むしろ教育の否定といつても過言ではありません。地教委は地方自治行政を二元化し混亂させると云う説でありますが、これは寧ろ逆説であつて教育行政も市町村の一環であるから各執行機関が常にお互の立場を理解し合ひ、

復興相談

この度の未曾有の水害にあたりましては、適宜應急策が講ぜられ、罹災者の方々の涙ぐましい努力のもとに、今や復興の速度は速められてきました。皆さんの相談相手になる事を集めて、こゝにお知らせしますから、大たいの事がわかつたら、詳しく市の各係でたづねて下さい。

罹災者の皆さんへ

◉税金の減免

については国税、府税、市税ともに減免措置が講じられ、その手続きが先月末までに、皆さんおとりになつた通りです。

◉住宅金融公庫の利用

罹災者の住宅建設に住宅金融公庫を御利用下さい。

融資の基準は大体次の通りです

イ、標準建設費（坪当り）

木造　二万四千円

木骨防火造　二万六千円

ロ、住宅の面積

一戸当り三十坪まで。農家で作業場と一所のときは四十五坪まで

ハ、融資金額

坪当り標準單價に坪数を掛けて出た金額の八割以内、例えば木造十五坪の住宅なら二十八万八千円ぐらいとなる。

◉民生關係

一、生活保護法の適用

災害のために現金收入がなくなり困つている人には、市は府と連絡をとり、公共事業の復旧工事に優先に雇用したりなるべく現金收入があるように努力しますが、仕事にもつけず、扶養家族のある方には、生活保護法により扶助をうけられます。

二、生業資金の貸付

災害のため生活の本拠である住宅を全壊又は流失された方には災害救助法による生業資金の貸付をうけることが出来ます。貸付の金額は一世帯当り一万円以内で、期間は一年の無利子です。資金の借受け希望の方は地方事務所の民生課に申請用紙がありますから、それに書き入れて保證人一人をつけて願出て下さい。

三、更生資金

災害のため生活に困つて再起をするにも資金のない人には更生資金を利用して下さい。

資金は一世帯三万円以内で申込みは国民金融公庫や信用金庫で扱つています。

四、遺族国債の買上げ

生活保護法による扶助をうけていなかつた遺族で、今回水害のために困窮している人の遺族国債を買上げることが出来るようになりますが、詳しい事は後でおしらせします。実施はおくれます。

五、母子福祉資金の貸付

災害のため生活の中心である主人を亡くし、母と子が生き残つているような家庭では、母子福祉資金の貸付けがうけられます資金の最高は五万円以内です。

◉職業の斡旋

罹災で失職した方や、轉職をせねばならぬ人に対しての就職は優先的にあつせんされますから公共職業安定所へ相談下さい。

農家の皆さんへ

◉農業共濟金の支拂

災害で、水稻、又は家畜に損害をうけた方は、必ず農業共済組合へ申告して下さい。

◉農林漁業者の資金融通

災害で被害をうけた農林漁業者に經営資金の融通を行います。生産物等にひどい被害をうけて市長の被害認定書をもつた農林漁業者は、一戸当り五万円以内の金が借りられます。

府が年五分の利子を補いますから、四分五厘です。借り先きは農業協同組合、森林組合、漁業協同組合で、借入期間は二ケ年以内、借入申込期限は今年の十二月末日まで。

◉自作農維持資金の融通

罹災農家の持つている農地を政府が買つて、そのまゝその所有者に賣りもどし、資金の融通をうけることが出来ます。金は買收と同時に国が支拂い、利子は五分五厘で毎年元利均等に償還

笠取山地被害の有様

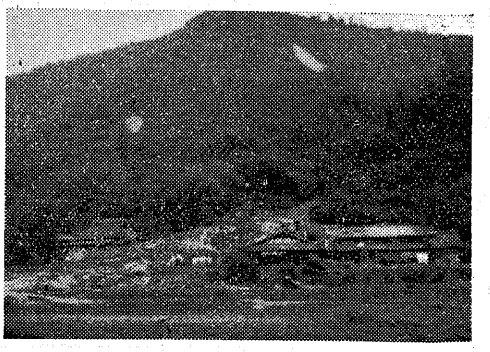

点々と山崩れ

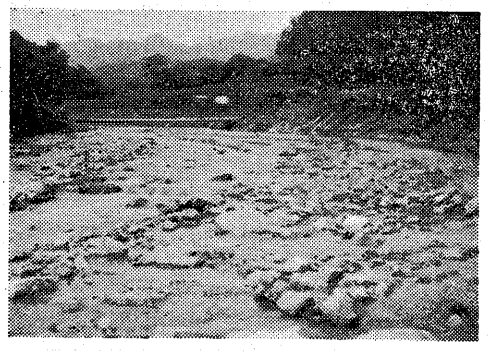

笠取川のはんらん

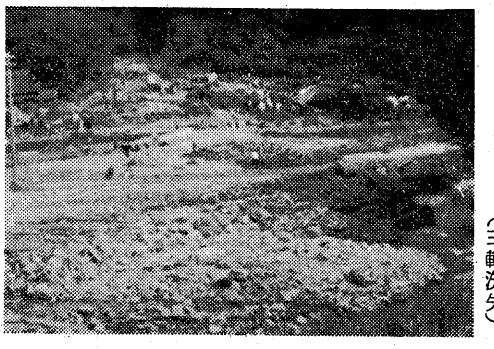

山下の人家は一たまりもない（三軒流失）

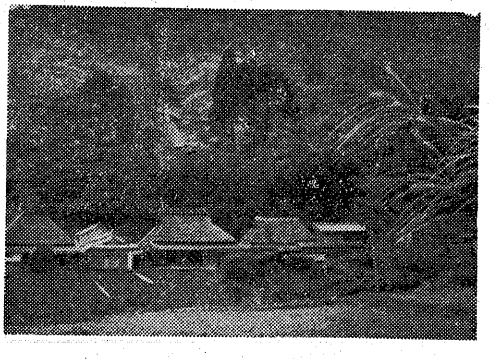

石垣を洗われた危険な人家

広報うじ　宇治市

★新聞＝毎月一回一日発行

して二十四年間に完済すればよい。

商工業者の皆さんへ

九月二十五日台風十三号による被害者で融資をうけたい方は、市役所又は地方事務所で融資斡旋申込書に書き入れて申込めばよい。

一、融資の條件

イ、対象（府下の中小企業者又は中小企業等協同組合の罹災者）

ロ、資金の使途（運轉資金設備資金）

ハ、融通金額
原則として一件百万円以内
特別の場合は三百万円まで

二、融資期間
運轉資金は二ケ年、設備資金は三ケ年以内

ホ、取扱金融機関
京都府下の全金融機関へ

ヘ、擔保及保證人
原則として保證人二人、必要に応じて擔保をとる

ト、信用保證
この貸付は必ず信用保證協会の保證が必要で、申込料や調査料は免除されるが保證料は年二分である。

三　取扱期間
昭和二十九年三月末日まで取扱はれる。

◈經營相談

数次の災害によつて被害をうけた中小企業者に対しては、融資の斡旋は勿論、今后、再建について、經営方法や、商品、原材料や機械の購入あつせん等について相談も遠慮なく市の商工係商工会議所、府の商工振興課へ申出て下さい。

子供を丈夫に

学校と家庭で

地震洪水その他の天災や戰争の後にはきまつた様に悪い病氣が流行するもので、台風十三号の直後もこうした事を慮り緊急校長会を開催して兒童の健康管理について協議したのであります。

各学校に於いても細心の注意を拂つて貰つたわけでありますが、今回小倉小学校に赤痢の保菌者が出た事は誠に憂慮に堪えぬ所であります。幸い現在の所十四名の保菌者は何れも元氣でマン延の兆もありませんが、板橋校のテツを繰返さぬ様、特に左記事項に御協力を願います。

一、食事前、用便の後などには必ず手指を洗うこと…これも形だけでなく出来ればクレゾール石ケンを三十倍にうすめたもので消毒することが望ましい。

二、赤痢菌は空氣傳染でなく口から入つて発病しますから飲食物は必ず煮沸したものを与へ且つ暴飲暴食を避けること

三、流れ水（川）は絶体に使はぬこと。

四、蠅、ねずみの駆除

五、子供の健康状態に注意し次の様な症状が起つた際は医師の診断を乞うこと。

腹痛、下痢、おう吐、発熱
血便、粘液便

以上全く常識的な事ですが毎日実行させる事は仲々むづかしいのであります。然しこの際ですので特に励行する様御努力を切望するものであります。

次にこれから寒さに向いますが皮膚に順應性が出来ていないために風邪にかかり易いのであります薄着に馴れさせる事は必要でありますが、この氣候の変り目だけは暖い服装をさせて、氣温の急低下に対處する様に御注意下さい。

關西製茶品評会

去る十一月一日、二日市内宇治中学校で開催、入賞者の表彰・茶業者大會等を行つた。

市内入賞者は次の諸氏である。

◈煎茶　三等　炭山　澁谷松次郎

◈玉露　一等　宇治　福井菊次郎
二等　小倉吉田喜三郎、宇治福井由造、宇治辻利一、小倉森下要念、三等　伊勢田西村義一、北川宗男、小倉小山澄也、小倉小山元次郎、伊勢田角田三郎、白川北村庄造、小倉木下八右ヱ門
木幡松北園、伊勢田北川兵太郎

◈碾茶　一等　小倉　小山元次郎、二等　宇治　福井由造、小倉小山正美、伊勢田内川壽太郎、菟道藤井武司、三等　宇治寺川太三郎、槇島高田新次郎、五ケ庄古川嘉造、宇治山本博吉、伊勢田北川兵太郎

◈碾茶　三等　五ケ庄平野甚之丞、菟道小林秀三

◈かぶせ茶　三等　五ケ庄小西茂毅

浸水二十日を越えた遊田地區

くされた稲田の果に遊田部落

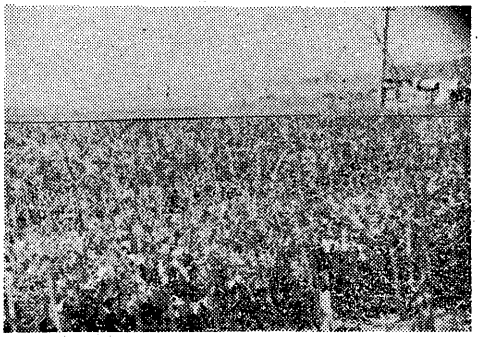

枯れて引きぬける茶園の幼苗

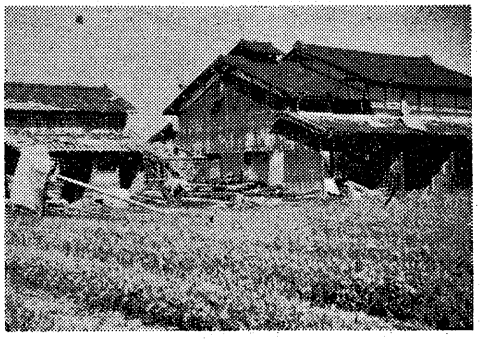

二階の鴨居まで浸水した家

百メートルも流された我家を片附る

幸せを明るい宇治市政
★ラジオ＝京都放送　毎週水曜　午後一時十五分

恩給法の一部を改正する法律案が國會で成立を見ましたので、今まで戦傷病者、戦没者、遺族等援護法の規定の適用をうけて居られた方は、この四月にさかのぼつて軍人恩給の支給をうけられることになり、近く切替の手続が行われる事になりました。

さらにこの恩給法改正法案の成立によつて、マツカーサー覚書に基く勅令によつて停止されていた軍人恩給が復活支給されることになりました。

一口に恩給と言つても、毎年支給される、

解説 ＝それは→こうです＝

扶助料の支給など
軍人恩給の改正について

年金制度（普通恩給、増加恩給傷病年金、公務扶助料、普通扶助料）

一時金制度（傷病賜金、一時恩給）などの各種に別れて居り復雑でありますが、そのあらましを摘要いたしますと。

一、普通恩給を支給される者

旧軍人準軍人軍属であつた者

1、昭和二十一年二月一日以前に普通恩給を支給されていた人

2、現に増加恩給を支給され今后も支給される人

3、今迄普通恩給を支給されていない人で準士官以上の軍人であつた者は引き続く実在職年十三年下士官以下十二年以上の者

二、一時恩給を支給される者

短期在職者に支給される一時金制度の恩給で七年以上実在職その最后が終戦に引かゝつていると云うのが条件である

三、増加恩給

傷病軍人に支給される恩給で傷病の程度と退職当時の階級に応じてその金額が定められている。

傷病年金、傷病賜金は、軽傷病軍人に支給される恩給で、中等程度以上の傷病軍人には増加恩給と普通恩給が併給され年々支給されますが、軽傷病軍人に対しては、その傷病の程度と退職時の階級に應じて年金又は一時金が支給されます。年金か一時金かは該当するものが撰ぶことが出来ますが、実施は二十九年四月一日からとなつている。

四、扶助料を支給される者

これは一応に該当者も多く、宇治市内でも六百人以上に上ると思はれる。

1、軍人恩給廃止前扶助料をうけていた者及その后順位たる遺族

2、右以外の者で昭和二十八年七月三十一日以前に公務に因る傷病のため死亡した旧軍人準軍人の遺族

3、昭和二十八年七月三十一日以前に公務に起因する傷病によらないで死亡した旧軍人又は準軍人で、昭和二十八年八月一日まで生存していたならば右の2に該当すべきであつたものの遺族

4、旧軍人の遺族は右の旧軍人又は旧準軍人の遺族に準ずる扶助料の請求及書類については、近く遺族会と連絡の上、十一月上旬に説明會を開く事になつて居ります。

五、一時扶助料

1、下士官以上の旧軍人の遺族

一時恩給受給資格者に該当する下士官以上の旧軍人が在職中公務に起因する傷病に因らないで死亡した場合又は退職后死亡している場合、その遺族が当該旧軍人の死亡后恩給法に規定する扶助料を受ける權利又は資格を失うべき事由に該当していないときは、その遺族に一時扶助料が支給される。

2、兵であつた旧軍人の遺族及旧軍属の遺族は1の下士官以上の旧軍人の遺族に準ずる。

その他詳細については市の厚生課の擔当係でおたづね下さい。

基本選擧人名簿の縦覧開始!!

（昭和二十八年九月十五日現在調製）

基本選挙人名簿は選挙の有無にかゝわらず、毎年九月十五日現在で新しく作りかへなければなりません。従つて市選挙管理委員會では実態調査の結果を基礎資料として本年十二月二十日より向う一ケ年間（来年十二月十九日までの間において）使用される新しい基本選挙人名簿を調製致しました。

有權者の皆様はこの基本選挙人名簿が正確に出来ているかどうかを是非一度御確認願います。

一、縦覧及異議申立期間

自　昭和二十八年十一月五日

至　同　年十一月十九日　十五日間

二、縦覧の場所

宇治市役所（選挙管理委員會）及各出張所

★この選舉人名簿に登載される資格

1、日本国民であること（日本に国籍を有する者であること）

2、昭和二十八年十二月二十日現在において年令満二十年以上に達する者であること（昭和八年十二月二十一日以前に生れた者であること）

3、昭和二十八年九月十五日現在において三ケ月以来引続き宇治市に住所を有する者であること（本年六月十六日以前より市内に住所を有する者であること）

但し他市町村において勤務する保安隊員及び船員並びに療養所、病院等に入院中の患者等（その家族が本年六月十六日以前より市内に住所を有している場合に限る）は家族と共に基本選挙人名簿に登載される資格があります。（名簿にもれているときは家族が本人に代つて異議の申立をして下さい）

★名簿にもれいたり間違つてのつていた場合は

若し名簿にもれているとか或は住所、氏名、生年月日等に誤載があるときは十一月五日より同十九日までの間にお忘れなく異議の申立をして完全な名簿にするよう御協力を御願い致しますあなたは（何投票区何投票所の名簿何番に御氏名が登載されておられるでしようか御確め下さい）

★この名簿はいつまでの選挙に使ふのでしようか

選挙人名簿の番号は一ケ年間変更致しませんこの機會に登載番号を確めて置けば来春行はれる知事選挙は勿論来年この時期まで安心が出来ます。

宇治市選挙管理委員会